建設局「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事」試行実施要領

1 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用状況を 把握するため、建設局が施行する工事において、CCUSの登録者数の調査等を行う工 事(以下「CCUS活用工事」という。)の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施 に資することを目的とする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

• 下請企業

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、 工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び 当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

• 技能者

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

· C C U S 登録事業者

下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、 雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用 者をいう。

· C C U S 登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

• 登録事業者率

CCUS登録事業者の数/下請企業の数

• 登録技能者率

CCUS登録技能者の数/技能者の数

• 就業履歷蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数

• 計測日

登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を計測する日をいう。

• 平均登録事業者率

登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。

• 平均登録技能者率

登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。

• 平均就業履歷蓄積率

就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3 CCUS活用工事(試行)

(1) 対象工事

局が施行する大規模な土木工事(予定価格が9億円以上)のうち、受注者が希望する 工事を対象とする。

なお、令和6年4月30日以前に公告等が行われた案件は対象外である。

(2) 実施方法

発注者は「建設キャリアアップシステム (CCUS)活用工事」である旨を別添2のとおり起工書、案件公表時の資料及び特記仕様書に明示する。

契約後、受注者がCCUS活用工事の実施を希望する場合は、現場着手前までに協議・報告書(統一様式26)により監督員にその旨報告する。

(3) 実施内容

受注者は、ССUS活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

1) カードリーダー等の設置及び運用

受注者は、CCUSに工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダー等を設置し、現場作業全期間に渡って運用を行う。なお、CCUS活用のためのカードリーダー等の設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)は受注者の負担とする。

2) 指標の計測

CCUS活用状況の把握のため、受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業 履歴蓄積率の各指標の計測を行う。なお、各指標の目標基準等は定めない。

3)活用状況把握のためのアンケート調査への協力 受注者は、工事におけるCCUSの活用状況等を把握するために発注者が行うアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)への協力を行う。

(4) 実施状況の確認

- 1) 受注者は、カードリーダー等を現場に設置した際、設置状況の分かる写真を撮影し、監督員に提出するものとする。また、受注者は現場作業全期間に渡って運用されていることを示すため、CCUSより出力した就業履歴一覧を工事完了時に監督員に提出する。
- 2) 指標の計測は、工事の始期(工事着手日)から半年後を初回とし、以降3ヶ月に

1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3ヶ月未満で工事が完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。具体的な計測日は、受発注者協議のうえで決定する。

計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における 指標の結果や根拠資料を監督員に提出する。また、対象工事における最終計測日の 計測完了後、受注者は平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積 率を算出し、監督員に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している下請企業者数・技能者数を監督員が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

実施状況の確認にあたっては、別添3を参考とすること。

3) 受注者はアンケート調査に対する回答を工事完了時までに監督員に提出する。

(5) 工事成績評定

受注者が(3)に掲げる実施内容を適切に実施した場合には、工事成績評定の「創意工夫と熱意」の「37 その他」の項目で加点評価(1点)する。

附則(令和6年5月14日付5建総技第390号)

この要領は、令和6年5月1日以降公表する案件から適用する。

附則(令和7年7月28日付7建総技第182号)

この要領は、令和7年7月28日から適用する。

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に以下のように記載する。 本工事は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事」である。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。 本工事は、「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事」である。

3 特記仕様書記載例

本工事は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事」であり、受注者が現場着手前にその実施を希望した場合に適用する。実施にあたっては、『「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事」試行実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都建設局のホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi#ccus)

実施状況の確認例

〇 登録事業者率

【CCUS登録事業者の数/下請企業の数】

- ・CCUS登録事業者の数:システムより算出
- ・下請企業の数:契約関係のある下請事業者数 (根拠資料:施工体系図、施工体制台帳 など)

〇 登録技能者率

【CCUS登録技能者の数/技能者の数】

- ・CCUS登録技能者の数:システムより算出
- ・技能者の数:契約関係のある下請事業者に従事する技能者数 (根拠資料:作業員名簿 など)

○ 就業履歴蓄積率

【建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数】

- ・建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数:システムより算出
 - ・工事現場へ入場した技能者の数:当日入場した全技能者 (根拠資料:入退場記録簿、KY活動参加者サイン など)

【参考】

建設キャリアアップシステム HP(発注者支援機能)

(https://www.ccus.jp/p/hatyuusya)

※受注者が発注者に対し、当該現場のCCUS運用状況を報告するための機能